

（仮称）向日市犯罪被害者等支援条例（案）の概要

条例制定の必要性

近年、我が国においては様々な犯罪が後を絶たず、だれしもある日突然犯罪被害者になってしまうおそれがないとはいえません。

本市では、犯罪により被害を受けた方やその家族が、被害を回復・軽減し、再び平穏な生活を営めるよう支援するための条例の制定することとしました。

なお、国においては平成16年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、京都府内では18の自治体において、犯罪被害者等支援条例が既に制定されています。

このたび、（仮称）向日市犯罪被害者等支援条例の案をとりまとめましたので、市民の皆様の声を条例に反映させるため、広く意見を募集します。

目的

基本理念、市及び市民等の責務及び犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資するという本条例の目的を定めています。

定義

本条例中で用いる

- (1) 犯罪等
- (2) 犯罪被害者等
- (3) 関係機関等
- (4) 市民等

について、その定義を明らかにしています。

基本理念

犯罪被害者等の支援について、被害者等が平穏な生活を取り戻すまで適切に途切れなく行われるものであること、被害者等の名誉又は生活の平穏を害さないこと、個人情報 の適正な取扱いの確保に最大限配慮しなければならないことを基本理念として定めています。

市の責務

市の責務として、犯罪被害者等の支援のための施策を策定、実施すること及び関係機関の連携に努めることを定めています。

市民等の責務

市民等の責務として、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないこと及び市等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めることを定めています。

犯罪被害者等の支援

市が行う犯罪被害者等の支援について以下のとおり定めています。

- (1) 必要な情報の提供、助言及び関係機関等との連絡調整を行うこと。
- (2) 前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置すること。
- (3) 別に定めるところにより犯罪被害者等見舞金を支給することができること。

犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合

第6条に定める支援は、犯罪被害者等が犯罪を誘発したときや、犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときには、当該支援を行わないことができることを定めています。

広報及び啓発

市は犯罪被害者等の支援について、必要な広報及び啓発を行うよう努めることを定めています。

委 任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が規則等で定めることを定めています。

(仮称) 向日市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、京都府、その他の地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の関係するものをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報 の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力を努めなければならない。(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等の支援)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うため、別に定めるところにより窓口を設置するものとする。

3 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的な負担の軽減を図るため、別に定めるところにより、犯罪被害者等に見舞金を支給することができる。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第7条 市は、次に掲げる場合には、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(1) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

(広報及び啓発)

第8条 市は、犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。